

平成 17 年 3 月 14 日

国立大学法人名古屋工業大学

学長 松井 信行殿

御器所地区過半数代表者 坂本 功

時間外労働の年間限度を 720 時間とする労使協定の再改訂を申し受けておりますが、現協定の年間限度 360 時間を大幅に上回って時間外労働が行われた主因がどこにあるのか、使用者の協定内容の不徹底及び労働時間の不適正管理にあるのかなど十分な検討が行われているとは思えません。私のもとには「改善の努力をしない、実態に即した改定には反対」という声が届いています。ついては下記の項目について検討を行い、ご返答を頂きたいと存じます。

- (1) 労使が対等の立場で労働時間の適正な管理の方法、時間外労働時間の縮減などについて検討し、具体化するための「労働時間の縮減を推進する委員会」(仮称)を設けること。
- (2) 平成 17 年度の時間外労働は「労働時間の延長の限度等に関する基準」(厚生労働省告示 355 号)に基づき、年間 360 時間以内とすること。